

意見陳述

2021年5月7日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告 黒木 初

私は、福島第一原発事故から2年後の2013年に福島第一原発内で原発作業員として働いた経験と、唐津市民の立場から意見を述べます。

- 1 私は、1988年に唐津市浜玉町で生まれました。定時制高校に通いつつ、父の自営業(左官業)の手伝いをしていました。リーマンショックで仕事が減少したため、安定した別の定職に就きたいと願っていました。

原発のことは3・11事故の前は何とも思っていませんでした。

- 2 騙されて福島第一原発で働くことに

私は、2013年1月、地元の知人から、「ある社長が千葉での現場監督の作業員をしてくれる人を探している。働かないか」との話を聞き、「日給1万。雇用保険等の保険付」とのことでしたので、その話に飛びつきました。

その社長、私、他の従業員2名の合計4名は、同年1月末、車1台に乗って出発しました。千葉を通り過ぎたあたりで、社長が「千葉ではなく福島県のいわきの火力発電所での作業になった」と言い出し、さらには福島県・いわき市のインターを下っていくと社長から「実は、福島原発に入るとさ」とはじめて知らされました。騙されたと思いましたが、帰る金もなく仕方ないという気持ちになりました。

- 3 就労まで

次の日、私はJビレッジに行き健康診断、原発の仕組みなどの講習とテストを受け、その翌日から福島原発に入る事になりました。その講習では原発

の危険性はほとんど語られず、「 γ 線は鉛とコンクリートを通さないから大丈夫。それらに囲まれたところで作業する」と説明されました。

送迎のバスに乗って、福島第一原発へ向かいました。大熊町に入るときは警官隊が町の入り口を封鎖し許可がある人しか通さないようにしていました。商店や住宅、乗り捨てられた車はそのままながら、街には全然人がいませんでした。「死の街」そのものでした。

福島第一原発の敷地に入ると、ロッカーがある施設で、0.6mSvまで測れる線量計、マスクとシューズカバーを受け取り、次に福島原発内の作業員が集まる事務所に移動し、そこでタイパック(白い外服)、靴下、タイツ、T シャツ、ゴム手袋、布手袋、顔面マスクを受け取り、タイパックの前後に第一次・第二次・第三次などの下請会社名を書くなどして着替えをします。私の直接の雇用主の社長は第5次か第6次下請でした。

4 3号機の海側の屋外での作業

私たちは、ワゴン車に乗せられ、3号機の海側の外側(屋外)に行き、「ここで作業してください」と言われました。本当にとんでもない所に来たのだと実感しました。

私たちの仕事は、汚染水をくみ上げる配管を組んでいく作業でした。講習で言われたことと異なり、放射線を通さないコンクリートも鉛版もないところで作業を始めると言うのです。汚染水をくみ上げる配管が通る枠組みの両側に放射線を通さない鉛板を立てかけていく作業からはじめました。作業開始から30分も経過していないのに作業員の線量計のアラームが鳴り出しました(その日に食った線量が0.6mSvに達すると鳴り出すのです)。東電の社員から「線量計鳴ったら車に乗って」と言われ、次々乗って来たワゴン車へ退避しました。普通のワゴン車に放射線を防ぐ機能など無いはずなのです。

3日間くらい遮蔽のないところでの鉛板立てかけ作業(1日30分以内で線量計のアラームが鳴る作業)が続き、その後は鉛板と鉛板の間で管を組みやぐらを組む作業(1日2時間くらいで線量計のアラームが鳴る作業)をしていきました。一般の人が年間1mSv以下しか浴びてはいけないものを、私たちは1日0.6mSv浴びるという危険作業なのです。

結局、私が働いた約3カ月で、3号機から2号機の方へ約200mくらい配管を延ばしました。どこの汚染水をどこまで導くのか、どこに貯留するのかなどの説明はありません

でした。

5 人権のない原発労働者

線量計が鳴ると事務所に戻り、報告後同じ手順を踏んでJビレッジに行き、元請けが用意した作業事務所へ向かい、そこで作業書などを書かされ、あとは待機の時間でした。待機であれば、その間何をしていても自由のはずです。しかし、福島に到着後、社長は「オイはもともとヤクザやんね」と豪語しだし、私たちが待機中に携帯をいじる事も、他の者と喋ることも、机に突っ伏して寝ることも許さないなど、過度の行動制約を課しました。それはまるで軍隊のような感じで、それらを破れば社長から罵声が飛び、恫喝されました。

給料も本来の約束である日当 1 万から 8 千円に落とされ、少ない給料で困っているのに、無理やり社長から飲み連れて行かれてお金を使わせられ、手元にお金が残らず、売店でパンを一斤買って、それを切り分けて昼のお弁当にしていました。全くお金は残りませんでした。今となっては無理やりの飲みも逃げ出させないための手段だったと思います。なお、約束と異なり雇用保険等は加入されていませんでした。

なお、社長の目を盗んで他社の第 3 次下請け以下の人に報酬を聞くと、「1 日 3 万円か 2 万円かもらっている」「危険手当出ているでしょう?」と言われました。はじめて聞いた「危険手当」のことを社長に聞くと「頑張れば出してやる」という答えでしたが、結局支払われませんでした。また、後で、「多くの下請でも日当の違いを分からせないためか『お互いに給料の話はするな』と言われている」と聞きました。

また、後に調べてみると、当時の福島第一原発の作業員一人 1 日あたり第 1 次下請に支払われるお金は 5～10 万円とも言われており（和田肇名古屋大学教授・「学術の動向」2014 年 2 月）、著しいピンハネがされていたのです。

6 九州に帰ったのを機に辞職する

同年 4 月末頃には、私たちは、これ以上続けると福島原発内での年間線量を超えるおそれがあるということになり（1 年で 50mSv）、ゴールドenウィークが明けてから別の原発（川内原発）を渡り歩くと社長が言い出しました。そして、同年 5 月初め頃九州に帰ってきました。

私は、精神的にも肉体的にもボロボロとなっており、帰った次の日には紹介者の元へ行

き、辞めることを伝えました。紹介者の目の前で社長と電話で話してわかったことは、「紹介者は福島原発で働くことを知っていた」「危険手当の分を紹介者の紹介料にする取引であった」ことでした。私はこの点でも騙されていました。

- 7 原発は、大量の被ばくを生む原発労働を前提としなければ存在できません。一つの原発で一度に何千人、何万人という多数の人が働き、大量の被ばくの後には使い捨てられていくという、多くの人をどんどん食いつぶしていくものです。その上、多重下請け構造の中で労働者としての基本的人権が侵害されています。放射能を浴びる危険作業、給料のピンハネ、アウトローの介入、監視その他の人権侵害のオンパレードです。

電気を作るということに、これほどの人権侵害を生まなければならないのでしょうか？ これらを生む原発はやめるべきだと思います。

また、先月、汚染水の海洋放出方針が政府で決定されましたが、それなら、汚染水を海洋に放出しないための放射線を浴びる危険労働は何のためだったのかとむなしい気持ちになります。

- 8 最後に

私は唐津市民であり、現在唐津市議会議員をしています。玄海原発が過酷事故を起こしたら実効的な避難ができないことは明らかですし、何より、原発労働の時に見た大熊町の「死の街」の光景が忘れられません。ふるさと唐津を「死の街」にたくありません。

3・11 事故を2度と起こさせないためには原発をやめるのが一番です。

以上